

武雄市農業委員会

令和2年1月総会議事録

令和2年1月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和2年1月6日(月)
(開会) 13時30分 (閉会) 15時10分
2. 場 所 武雄市文化会館 2階 大集会室A
3. 農業委員出席状況 出席者 19人 欠席者 0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
 渕 良昭、諸岡登志彦、小柳 満、小田康信、西村栄義、荒川宏文、諸岡秀一、
 笠原 武、中島敏秋、小柳信博、小瀧 博、大宅 潔、光岡政範、山口 浩、
 松岡義信、田淵清徳、下平秀昭、池田耕郎、永尾廣次、鈴山春樹、中原 位、
 平川 香、橋口和彦、立川浩吉(以上24名)
5. 協議事項
- | | | |
|-------|--------------------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 6件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 13件 |
| 議案第4号 | 農地転用後の事業計画変更承認申請について | 1件 |
| 議案第5号 | 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について | |
| 議案第6号 | 農業振興地域内、農用地からの除外について | |
| 議案第7号 | 武雄市非農地証明願いについて | 2件 |
| 議案第8号 | 武雄市非農地証明事務処理要領の一部改訂(案)について | |
| 議案第9号 | 武雄市農業委員会事務局処務規程の一部を改訂する規程の
制定について | |
| 報告第1号 | 農地等形状変更届出について | 2件 |
6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆さんこんにちは。ご案内の時間となり、令和2年1月の武雄市農業委員会「総会」の準備が整いました。

本日は農業委員全員の出席があつておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。また、本日は推進委員の皆様にもご出席をいただいております。

それでは、佐佐木会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

それでは、ただ今から令和2年1月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第9号までの審議をお願いいたします。その後に1件の報告事項がございます。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。5番 中島 薫委員、18番 相原 経憲 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 まず、先月1か月間の事業についてご報告いたします。

本日配布しております、「武雄市農業委員会 事業報告 令和2年1月分」をご覧ください。先月の総会からあとの事業について記載しております。

主なものとしては、12月26日に調査委員会を開催し、農地法第5条の転用許可2件について審議を行ったところです。

また、12月27日に「武雄市農業委員会だより」を発行しました。武雄市の広報と一緒に市内全戸に配布をしております。

その他については資料に記載しているとおりです。

次に4条・5条の転用許可について、総会審議後の県知事の許可状況についてご報告いたします。9月の総会で審議をした〇〇〇〇と〇〇〇〇の一時転用はまだ許可が出ていません。〇〇〇〇は補正が整っておりますのでまもなく許可が出ると思います。

12月の総会で審議をした5条の3件についてはまだ許可が出ておりません。

次に、「農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況・農地復元報告」についてご報告いたします。

先月事務局で受け付けたものは、工事の完了報告が4件、工事進捗状況報告が〇〇の建売分譲住宅が3件出ております。利用状況報告が2件です。

次に「農振除外」の手續完了についてご報告いたします。

7月5日の総会で審議いただいた農振除外の案件14件について、手續が完了し、12月12日付けで農林課から申請者に通知がされております。内容については資料に記載のとおりです。

今後、農地転用の申請手續が進められますので、担当地区の農業委員・推進委員に対して、申請内容の確認、確認書の署名等について依頼があるかと思っておりますので、対応のほどよろしくお願いたします。中には、確認書の用紙だけを持ってきて依頼をされる方もおられるようですが、図面等を見ていただいて、特に排水などは確認をして、「知らなかった」とならないように、計画をしっかり確認してから署名いただきますようお願いいたします。

次に「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」については、相続により農地を取得した場合の届出です。先月事務局に届け出があったものは、資料に記載しているとおりです。

次に「利用権設定業務について」報告いたします。

12月の総会で同意いただいた利用権の設定については、貸し手、借り手双方に対し、12月9日付けで利用権設定通知書を発送いたしました。

また、まもなく終期を迎える利用権について、貸し手、借り手双方に対し、12月20日付けで更新についての案内文書を発送いたしました。
事務局からの説明は以上です。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が4件提出されております。この6件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、88㎡。譲渡人は「高齢のため管理ができない。」譲受人は「自宅の隣で管理しやすい。」ということで申請が出されています。農地の価格は1反当たり〇〇〇〇です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田1筆、608㎡。譲渡人は「市外在住のため維持管理ができない。」譲受人は「わのうで管理しやすい。」とい

うことで申請が出されています。農地の価格は1筆で〇〇〇〇です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計4,276㎡。譲渡人は「農業後継者がいない。」譲受人は「自宅近くで管理しやすい。」ということで申請が出されています。農地の価格は2筆で〇〇〇〇です。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田1筆、382㎡。「国土調査の地図作成時に錯誤があり、現況に合うように所有権を移転したい。」ということで申請が出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、220㎡。譲渡人は「市外在住のため維持管理ができない。」譲受人は「所有地に隣接しているため管理しやすい。」ということで申請が出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計2,139㎡。譲渡人は「市外在住のため維持管理ができない。」譲受人は「現在も耕作している。」ということで申請が出されています。農地の価格は1反当たり〇〇〇〇です。

以上、1番から6番まで、判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

〇〇番委員 番号1について説明します。譲渡人は80代で一人住まいです。どうしても管理ができないということで譲受人にお話をされております。その中で譲渡価格について少し食い違いがありましたので、調整を行いました。以上です。

会 長 他にございませんか。(なし)。地元委員の説明が終わりましたので、議案第1号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。
議案第1号 農地法第3条の規定による6件の許可申請については、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第3条の規定による6件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

————— 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》 —————

会 長 次に議案第2号を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が2件提出をされております。この2件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。
申請番号1番。〇〇町の畑1筆、500㎡。「実家に、駐車場が不足するため、申請地に整備し利用したい。」という事で申請がされています。既に一部が庭園・通路として使用されておりましたので、始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。〇〇町の畑3筆、計2,731㎡。「長年お茶の栽培をしてきたが、高齢になり管理ができなくなったためクヌギを植林した。」という事で申請されています。既に植林が行われておりましたので、始末書が添付されています。農振除外の手続きは済んでおります。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この2件について地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入ります。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

〇〇番委員 申請番号1番は申請人の住所が市外ですが、実家の農地を転用されるのですか。

会 長 地元委員さん説明をお願いします。

〇〇〇〇農地利用最適化推進委員 申請人の兄弟は3人とも外に出ておられます。実家のほうはおばあちゃんが住んでおりましたが、亡くなった後は空き家になっています。

〇〇番委員 では、実家に里帰りしたときに駐車場が必要だというわけですね。

事務局 定期的に戻っておられるとの事です。

〇〇番委員 はい、わかりました。

会 長 他にございませんか。(なし) 他にないようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による2件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による2件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が13件提出をされています。このうち申請番号1番の案件については、〇番〇〇委員さんが譲渡人です。よって、まず申請番号1番について先に審議・採決を行い、その後に、それ以外の案件について審議、採決を行います。

では、申請番号1番の案件について審議を行いますので、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、〇番〇〇〇〇さんは退席をお願いします。

(〇番委員退席)

議事を続けます。申請番号1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号、申請番号1番について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計817㎡。「申請地は日照条件も住環境も交通至便も良く、住宅地に適地と判断したため、建売分譲住宅を建築販売したい。」という事で申請されています。

同時利用地として宅地11.77㎡を含む928.77㎡に、分譲住宅を4区画

を計画されております。農振除外の手続は済んでおります。工事完了時期は令和2年4月30日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局からの説明が終わりました。申請番号1番について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

〇〇〇〇農地利用最適化推進委員 まわりがもう住宅地になっておりまして、生活排水に関しても、現在、3、4件分の生活排水が流れている溝に生活排水を放流するという事で、問題は無いと考えます。以上です。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、申請番号1番について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、申請番号1番の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による申請番号1番の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による申請番号1番の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

事務局は〇番〇〇委員に入室をするよう伝えて下さい。

(〇番委員入室・着席)

会 長 議事を続けます。議案第3号、申請番号第2番から第13番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、申請番号第2番から第13番について説明します。
申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,316㎡。「閑静な住宅地で住環境も整っている当該地で宅地分譲を行いたい。」という事で宅地用地5

区画を申請されています。

工事完了時期は令和2年5月30日です。

都市計画法に規定する用途地域（第一種住居専用地域）内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。使用貸借権設定。〇〇町の田1筆、1,680㎡。「現在の広場は山手にあり、高齢者にとっては利用しにくく、駐車場もないため路上駐車をして地域の通行の妨げになっている。また、公式試合のコースに比べ手狭なため公式コースに必要な50mが設置できる申請地に整備したい。」という事で申請されています。

農振除外の手続きは済んでおります。工事完了時期は令和2年10月です。

「概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地」で農地区分は第1種農地、許可基準の該当事項は「地域間交流を図るために設置される施設」で許可し得ると判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑1筆213㎡。「借家を購入したが、乗入れ口が農地だった。乗入れ口と駐車場として利用したい。」という事で申請されています。

譲渡人の時代から農地の一部を乗入れ口として利用していましたので、譲渡人からの始末書が添付されております。

工事完了時期は令和2年3月です。

都市計画法に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計820㎡。「現在休耕地で周囲に農地も少ないこと、住環境が良いことから分譲地として利用したい。」という事で、一般住宅用地2区画と集合住宅用地1区画を申請されています。

工事完了時期は令和2年9月30日です。

都市計画法に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の田1筆、182㎡。「当該地は住環境が良好なため、宅地分譲地として販売したい。」という事で申請されています。

工事完了時期は令和2年5月30日です。

都市計画法に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号7番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、299㎡。「申請地周辺は住宅地であり、教育施設も近く、交通の便も良いため、建売分譲住宅を建設販売したい。」という事で、同時利用地として宅地109.23㎡を含む408.23㎡に建売分譲住宅2区画を計画されています。工事完了時期は令和2年7月です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号8番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、541㎡。「共働きで帰宅が遅く、両親から子育てのサポートを受けている。将来を考え、実家近くに一般住宅を建てたい。」という事で申請されています。

工事完了時期は令和2年7月です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号9番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、177㎡。「牧草、農機具等保管する倉庫が不足していたため平成30年3月に農業用倉庫を建設した。」という事で申請されています。

既に建物が建っておりますので、始末書が添付されております。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号10番。所有権移転。〇〇町の田1筆、畑3筆、計4筆、1,963㎡。「申請地は太陽光発電としての立地条件、環境、所要面積の各条件を満たしていることから最適の事業環境と判断し計画した。」という事で申請されています。

農振除外の手続きは済んでおります。工事完了時期は令和2年6月30日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号11番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、418㎡。「繁殖牛増頭により、運動場が不足するため、整備したい。」という事で申請されています。

工事完了時期は令和2年5月31日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号12番。所有権移転。〇〇町の田1筆、畑1筆、計2筆、1,038㎡。「地形、面積等条件が整っている申請地で太陽光発電事業を行いたい。」という事で申請されています。

農振除外の手続きは済んでおります。工事完了時期は令和2年2月です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号13番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、1,003㎡。「譲渡人は市外在住で管理できない。譲受人は自宅の隣で環境整備のため植林を行いたい。」という事で申請されています。

農振除外の手続きは済んでおります。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局からの説明が終わりました。2番及び3番の案件につきましては、12月26日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

令和元年12月26日午後1時30分から、武雄市役所3階会議室及び現地にて、B班及び地元農業委員により調査委員会を開催し、議案第3号農地法第5条の規定による申請2件について審議しました。

まず、申請番号2番の「宅地分譲」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

質疑の中で排水関係についての質問があり、これに対して「排水関係・橋の建設等については、今後の水路等の維持管理に支障が出ないような施工を行う」との説明が現地でありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

続きまして、申請番号3番の「グラウンドゴルフ場・ゲートボール場」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望としては、委員から「将来的に利用することを考えている

とのことだが、貸付人と賃借期間や賃料についてきちんとした契約書を書面で交わした方がよいのでは。」という質疑があり、これに対して「契約書については作成し、事務局に写しを提出する」という回答がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号3番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 はい、ありがとうございました。2番及び3番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る4番から13番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第3号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による13件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による13件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

《議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。農地転用許可後の事業計画変更承認申請が1件提出をされています。この1件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号について説明します。

申請番号1番。農地転用許可後の事業計画変更承認申請です。

〇〇町の田1筆、5,699㎡について、平成30年2月19日付けで転用許可が出ておりました。しかし、出店を計画していた〇〇〇〇が、〇〇〇〇

の確保が困難になり出店を断念したため、〇〇〇〇が出店する予定だった所を、変更後は、〇〇〇〇などの〇〇〇〇として利用したいとの事です。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局から説明がありました。この案件について、地元委員さんから補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

※質問があった場合

会 長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請につきましては、本委員会としては承認しても差し支えないむね、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請につきましては、本委員会としては、承認しても差し支えないむね、佐賀県知事送ることに決しました。

《議案第5号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第5号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 別冊の議案第5号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。
1ページをご覧ください。こちらに令和元年度第5号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。 田。新規（なし）

武雄町。	畑。	再設定、 (なし)	1 件、	1 筆、	1,273 m ² 。
橘町。		(なし)			
朝日町。	田。	新規 (なし)			
朝日町。	畑。	再設定、 (なし)	2 件、	2 筆、	1,869.34 m ² 。
若木町。	田。	新規、 再設定 (なし)	1 件、	1 筆、	3,112 m ² 。
若木町。	畑。	(なし)			
武内町。	田。	新規 (なし)			
武内町。	畑。	再設定、 (なし)	1 件、	1 筆、	1,748 m ² 。
東川登町。	田。	新規、 再設定、	5 件、 2 件、	10 筆、 4 筆、	19,208 m ² 。 3,966 m ² 。
東川登町。	畑。	(なし)			
西川登町。	田。	新規、 再設定、	2 件、 1 件、	6 筆、 2 筆、	5,393.70 m ² 。 1,857 m ² 。
西川登町。	畑。	(なし)			
山内町。	田。	新規 (なし)			
山内町。	畑。	再設定、 (なし)	5 件、	10 筆、	8,154 m ² 。
北方町。	田。	新規、 再設定 (なし)	1 件、	1 筆、	3,973 m ² 。
北方町。	畑。	(なし)			

となっています。3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。
また、利用権の設定の変更については14 ページ、利用権の解除については15 ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号につきまして、質疑を開始しま

す。何かございませんか。

〇〇番委員 〇〇町の申請番号1番について補足説明します。借受人はトレーニングファームの研修生です。JAや行政が関わっています。きゅうりのハウスをするということで、借賃はそれを考慮した額となっています。以上です。

会 長 よろしいですか。他に意見もないようですので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号 令和元年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

————— 《議案第6号 農業振興地域内 農用地からの除外》 —————

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 農林課の真崎と申します。議案第6号について説明いたします。農業振興地域内、農用地からの除外について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、農業委員会のご意見を伺いたいと考えております。今回の案件は農用地からの除外が5件、10筆です。

3ページをご覧ください。

1番。〇〇町の田1筆の一部。500㎡。実家近くに一般住宅を建てたいというものです。

2番。〇〇町の田3筆、260㎡。整備工場を営んでいるが、手狭になってきたため、防犯上の面からも工場付近に車両置き場を設けたいというものです。

3番。〇〇町の畑4筆、1,793㎡。太陽光発電事業及び電気工事業のための資材置場と進入路にしたいというものです。

4番。〇〇町の田1筆、2,062㎡。農地としての維持管理が体力的にも困難になってきたため、植林をしたいというものです。

5番。〇〇町の田1筆の一部。600㎡。現居住地が土砂災害発生地帯となっており危険なため、同じ行政区域内に一般住宅を建てたいというものです。

以上、説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会 長 議案の説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので質疑をとどめます。議案第5号「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見」については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる。」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる。」と回答することに決しました。

《議案第7号 非農地証明》

会 長 次に議案第7号を議題といたします。武雄市非農地証明について、2件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号、武雄市非農地証明願について説明します。

申請番号1番。土地は〇〇町の田1筆、334㎡。「区画整理で換地処分となり、店舗用地として貸し付けていた。」ということです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑2筆、1,283㎡と108㎡です。

初めの筆については「キウイフルーツを栽培していたが、父が亡くなり荒廃していった。」ということです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

もう1筆については「20年ほど前に檜を植林した。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第7号について地元委員の補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第7号、2件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

—————《議案第8号「武雄市非農地証明事務処理要領の一部改訂(案)」について》—————

会 長 次に議案第8号を議題といたします。「武雄市非農地証明事務処理要領の一部改訂(案)」について、事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第6号 「武雄市非農地証明事務処理要領の一部改訂(案)」についてご説明いたします。

農地を農地以外に転用する場合には、先ほどもご審議いただきましたように、農地法に基づく許可手続きが必要です。法務局で登記を農地から農地以外の地目に変更しようと申請する場合には、原則として農地転用の許可書が必要です。

この転用許可手続きとは別に、農業委員会で取り扱っている「非農地証明」というものがございます。これは、農地法などに規定されているものではなく、農業委員会が行う行政サービスのひとつとして行っているものです。登記簿上の地目は農地だけれども現況は既に農地ではないという事実を、農業委員会の会長名で証明することによって、その証明書を法務局に提出をすれば、農地転用の許可証と同じように、登記簿の地目を農地以外に変更できるというものでございます。

武雄市農業委員会では、平成26年5月の総会で「武雄市非農地証明事務処理要領」を制定し、それに基づいて非農地証明の事務を行っております。

しかし近年、開発業者などから、この非農地証明を使って登記簿の地目を農地以外にして事業を先に進められないかというような相談が、事務局に寄せられる場合があります。これに対応する規定がないことから事務局としても苦慮しております。

非農地証明で行いますと、農地転用の許可申請手続も要りませんし、隣接する農地の持ち主の同意も要りませんし、区長さんや生産組合長さんの同意も要らないということで、手続としては簡単に事が運んでしまう事になってしまいます。

そのような、事業を目的としたものにまで非農地証明を出すのは、当たり前前に農地転用の手続をする場合と比べて、バランスが取れなくなるのではないかということで、開発等を目的とした場合には、やはりきちんと農地転用の手続をしてもらう必要があるのではないかの考えから、今回、この改正案を出しているところでございます。

具体的には、第3条の2項に非農地として認めないものを挙げておりますが、ここの第5項に「太陽光発電施設等への転用・開発を目的として非農地証明が願出された場合」を追加したいということで提案をしております。

この他にも、要領ができて5年が経過しておりますので、事務処理要領の意図がより明確になるように、字句の見直しや条文の入れ替えを行っております。

それと、土地の所有者から提出される「非農地証明願」に、「この願出は太陽光発電施設等への転用を目的としたものではありません。また、願出た土地については、地目変更後も適正な管理を行い、周辺の農地に迷惑をかけません。」という文言を加えております。

以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。「武雄市非農地証明事務処理要領の一部改訂(案)」について、質疑を開始します。ご意見、ご質疑等はございませんか。

(質疑開始)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので議案第6号の質疑をとどめます。議案第6号、「武雄市非農地証明事務処理要領の一部改訂(案)」について、事務局案のとおり改訂することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、「武雄市非農地証明事務処理要領の一部改訂(案)」について、事務局案のとおり改訂することに決しました。

— 《議案第9号「武雄市農業委員会事務局処務規程の一部を改訂する規程」について》 —

会 長 次に議案第9号を議題といたします。「武雄市農業委員会事務局処務規程の一部を改訂する規程」について、事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第9号 「武雄市農業委員会事務局処務規程の一部を改訂する規程」についてご説明いたします。これは委員の皆様と直接関係する話ではありません。事務局の体制についての提案です。

今、農業委員会の事務局には「農地係」と「農振係」という2つの係があります。これは「武雄市農業委員会事務局処務規程」の中で、この2つの係を設けるといふ決まりになっているからです。

ただ現在、正規職員が4名しかおりません。私も局長を仰せつかっておりますので、このような状況で係を2つに分けますと、1人で1係ということになっております。これを改善し、事務局全体としてももう少し効率的な業務を行うために、今年の4月から2つの係を1つの係にまとめて業務を行いたいということで提案しております。

具体的には第2条のところは、今は「農地係」と「農振係」になっておりますが、4月以降は「農地農振係」という一つの係へまとめることで提案しています。次の3条のところは、現在は、農地係の業務内容と農振係の業務内容をそれぞれ定めておりますが、4月以降はこれらを一つにまとめて「農地農振係の仕事はこういったことですよ。」と書いております。それ以外は変えておりません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。「武雄市農業委員会事務局処務規程の一部を改訂する規程」について、質疑を開始します。ご意見、ご質疑等はございませんか。

(質疑開始)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので議案第9号の質疑をとどめます。議案第9号、「武雄市農業委員会事務局処務規程の一部を改訂する規程」について、事務局案のとおり策定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号、「武雄市農業委員会事務局処務規程の一部を改訂する規程」について、事務局案のとおり改訂することに決しました。

————— 《報告第1号 農地等形状変更届出について》 —————

会 長 以上で審議事項を終了し、報告事項に移ります。

会 長 報告第1号「農地等形状変更届出について」2件の報告が提出されています。この2件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について説明いたします。

番号1番。土地は武内町の田1筆、230㎡です。変更理由は「低地のため道路から農機具の搬入が難しいため、畑として利用したい。」ということで、田をかさ上げして畑へ転換されます。変更時期は令和元年12月1日から令和2年1月31日です。かさ上げの高さは1.5m、土量は400㎡です。変更後は飼料作物を作るということです。

番号2番。土地は西川登町の田5筆、計2,018㎡です。変更理由は「水はけが悪く、収穫時に機械が利用できないため。」ということで、田をかさ上げして畑へ転換されます。変更時期は令和元年12月1日から令和2年1月31日です。かさ上げの高さは1m、土量は400㎡です。変更後は野菜を作るということです。

以上報告いたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この件について地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。

番号2番について説明します。今、橋口組が六角川の東川登町のところの川の中にたまった土を揚げる工事を行っています。2番の田の嵩上げに使われる土は、橋口組が川から揚げた土を入れるとのこと。

会 長 他にございませんか。(なし)。これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

《閉会》

会 長 それでは、以上をもちまして、令和2年1月の農業委員会総会を終わります。